

5 自動車

(1) 自動車改造費の補助

柏崎市内に住所を有する者で、障害者が就労等に伴い自動車を所持し改造する必要がある場合に、自動車の改造に要する費用を助成します。改造前に申請してください。

① 対象と助成の範囲

区分	本人運転の改造	介護者運転の改造
対象者	次のいずれかに該当する方 ・上肢、下肢、体幹機能障害の身体手帳で等級が1、2級の者 ・身体手帳所持者で、運転免許証に改造の条件の記載がある者	身体手帳1、2級で、自ら運転することができない車椅子利用者の配偶者又は扶養義務者である者
自動車	本人が所有し、本人が運転すること	本人又は介護者
改造部位	操向装置、駆動装置の改造 (ハンドル、ブレーキ、アクセル等)	移乗装置の改造（既に改造が施してある車を購入する場合も助成が可能。その場合の経費はベース車との差額分）
助成範囲	直接改造に要した経費 (10万円が限度)	改造に要した経費を基準額とし、それに世帯の所得ごとに設定された補助率を乗じた額を助成 ・生活保護世帯 助成に要した費用*10/10(上限60万円) ・所得税非課税世帯 助成に要した費用*2/3(上限40万円) ・所得税課税世帯 助成に要した費用*1/2(上限30万円)
所得制限	本人所得額 (扶養親族等がない場合) 3,604,000円	本人所得額 (扶養親族等がない場合) 3,604,000円 対象者の配偶者及び扶養義務者 (扶養親族等がない場合) 6,287,000円
その他の制限	・就労等に伴い自動車改造が必要であること ・過去5年間にこの事業による助成を受けていないこと	・障害者の移動のために自動車改造が必要であること ・過去5年間にこの事業による助成を受けていること

※障害等級は個別等級によります。

② 申請に必要な書類（改造前に申請）

- ・自動車改造費助成申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・業者の見積書（改造の経費が分かるもの：改造車及び改造車のベースとなる車）
- ・自動車検査証（新車購入の場合、申請時には必要ありません）
- ・運転免許証（未所持の場合、申請時には必要ありません）
- ・身体手帳

③ 問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

※免許証条件変更（改造条件）の問い合わせは長岡運転免許センターへ
(電話：0258-22-1050)

(2) 自動車運転免許取得費の補助

柏崎市内に住所を有する者で、身体障害者が就労等に伴い自動車運転免許（普通自動車）を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。自動車教習所へ入校する前に申請してください。

①対象者

- ・身体手帳が1級からおおむね4級（個別等級）までの方で、免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる場合。

②助成額

- ・自動車教習所で免許を取得した場合、費用の2/3（上限10万円）が補助されます。

③申請に必要な書類等（申請は、自動車教習所へ申し込む前に行う必要があります）

- ・自動車運転免許取得費助成申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・身体手帳

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

(3) 駐車禁止除外指定車標章

身体障害・知的障害・精神障害の方が自動車を利用する際に、標章を掲示することにより、駐車禁止の場所及び時間制限駐車区間に駐車することができます。

①対象となる方

- 身体手帳の次に該当する方

障害名	等級	障害名	等級
視覚障害	1級 2級 3級 4級	運動機能障害 （一上肢のみは対象外）	1級、2級 移動
聴覚障害	2級、3級		1級 2級 3級 4級
平衡機能障害	3級	心臓機能障害	1級、3級
上肢不自由	1級、2級-1・2	じん臓機能障害	1級、3級
下肢不自由	1級 2級 3級 4級	呼吸器機能障害	1級、3級
体幹不自由	1級、2級、3級	ぼうこう・直腸機能障害	1級、3級
免疫機能障害	1級、2級、3級	小腸機能障害	1級、3級
肝機能障害	1級、2級、3級		

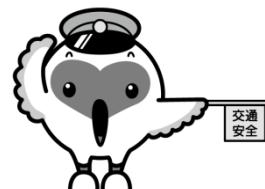
- 療育手帳「A」の方

- 精神手帳1級の方

②申請に必要な書類等

- ・申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・障害者手帳
- ・使用者（障害者）の住民票（3ヶ月以内発行のもの）
- ・申請者の印鑑

※代理申請の場合は、申請資格や必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。



③その他

- ・手数料は無料です。また申請から交付までは、おおむね3週間かかります。
- ・運転者が車両を離れるときは、標章とは別に「運転者の連絡先又は用務先」を記載した書面を車両のフロントガラスの見やすい箇所に掲示する必要があります。
- ・標章は障害者本人に交付され、3年間有効です。

④問い合わせ・申請窓口

柏崎警察署 交通課（日吉町5-10 電話：21-0110 FAX：22-0101）

(4) 有料道路通行料金の割引

あらかじめ登録手続きを行っていただくことにより、国内の有料道路を通行する際、手帳を提示する等により通行料金が割引されます。

① 対象となる方・内容

	障害者本人が運転する場合	障害者以外の方が運転する場合
割引対象者 (手帳所持者)	身体手帳の交付を受けているすべての方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体手帳第1種の方 ・療育手帳「A」の方
事前登録できる 自動車	定員10人以下の自家用の乗用・貨物・特種車（法人所有、軽トラック、レンタカー、車検・修理時の代車等は除く） ※事前登録できる自動車は、障害のある方1人につき1台に限定されます。	
自動車の 所有者要件	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 ・上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方
割引率	50%以内	

◎自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されていない場合でも、要件を満たす自動車が割引の対象になります。通行は一般レーンとなります。

② 利用方法

利用する前に、以下の必要書類を市役所福祉課障害福祉係に持参して、申請したうえで障害者手帳に「有料道路割引証明シール」を貼ってもらってください。

- ETCを利用する方は、ETCレーンをノンストップで通行できます
- ETCを利用しない方は、料金所で手帳を提示し「有料道路割引証明シール」を係員に見せてください

※手帳に車両番号、割引有効期限等を記載します。割引期限満了前に更新申請が必要です。（割引有効期限満了の2ヶ月前から手続きが出来ます）

③ 割引申請に必要な書類等

- ・有料道路障害者割引申請書 兼 ETC利用申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ・対象となる自動車の車検証
※電子車検証の方は、「自動車検査証記録事項」もお持ちください。
- ・身体手帳又は療育手帳（対象となる自動車の車両番号を記載します）
- ・免許証（第2種の方）



※ ETCを利用する場合、上記の他に次のものが必要です。

- ・ETCカード（未成年を除き、障害者本人名義のものに限ります）
- ・ETC車載器セットアップ申込書（管理番号が確認できるもの）

※申請後に新たにETC利用を設置し開始する時や、自動車、ETCカード、車載器を変更した時は、変更届が必要です。

④ 問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

(5) 新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンター等の優先駐車スペースを、適正にご利用いただくための制度です。

①交付対象者（下表に該当する方で、なおかつ歩行が困難又は歩行に配慮が必要な方）

区分		交付基準	有効期間
1 身体障害者	視覚障害	身体手帳1級、2級、3級、4級	5年
	平衡機能障害	身体手帳3級、5級	5年
	上肢不自由	身体手帳1級、2級	5年
	下肢不自由	身体手帳1級、2級、3級、4級、5級、6級	5年
	体幹不自由	身体手帳1級、2級、3級、5級	5年
	脳原性 上肢機能	身体手帳1級、2級	5年
	移動機能	身体手帳1級、2級、3級、4級、5級、6級	5年
内部障害(心臓,じん臓,呼吸器, ぼうこう直腸,小腸,免疫,肝臓)		身体手帳1級、2級、3級、4級	5年
2	知的障害者	療育手帳所持者	5年
3	精神障害者	精神手帳1級、2級	5年
4	発達障害のある者	歩行に特別な注意が必要と医療機関等が認めた方	5年
5	難病患者	特定疾患医療受給者	5年
6	高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方	5年
7 妊産婦	妊娠7ヶ月から産後1年半までの方		必要期間
	多胎妊娠で妊娠7ヶ月から産後3年までの方		
8	その他けが人又は病人	歩行が困難であることが診断書等で確認できる方	

②申請に必要な書類等

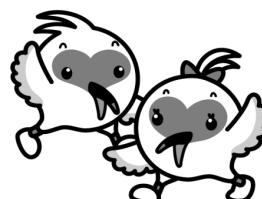
- 利用証交付申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- ①の交付基準を証明するもの

③その他

- スーパー等の案内表示のある駐車スペースを利用する必要がある際に、利用証を車内に掲示してください。

④問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係



(6) 自家用有償旅客運送（福祉有償運送）

介助なしでタクシー・公共交通機関を利用することが難しい障害者の運送を行います。
※事前に会員登録が必要です。詳細は直接事業者にお問い合わせください。

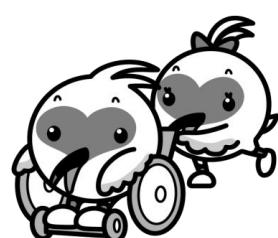
事業者	電話番号
NPO法人 北条人材バンク	35-5920
NPO法人 じんのかぜ	32-3969

(7) 福祉タクシー・介護タクシー

車いす利用者などが積極的に社会参加できるように、福祉タクシーや介護タクシーがご利用いただけます。事前の予約が必要です。

営業内容の詳細については、各事業者に直接ご確認ください。営業エリアを限定している事業者もありますので、特に市外事業者を利用するときは、よく確認してください。

事業者	予約電話番号 (FAX番号)	備考 ※詳細は予約時にご確認ください
市内事業者		
柏崎タクシー	0257-23-5151 (FAX.0257-23-6163)	車いす対応。
大和タクシー	0120-044-142 (FAX.0257-35-7778)	車いす対応。
コスモタクシー	0120-099-227 (FAX.0257-32-0350)	車いす対応。
柏崎ポーターズ	0257-24-9379 (FAX.0257-37-1656)	車いす、フルフラット車いす対応。介護タクシー対応。
いろどり 介護タクシー	0257-41-5408 (FAX.0257-41-5409)	車いす、リクライニング式車いす対応。介護タクシー対応。
福祉タクシー すまいる	090-7634-5180	車いす対応。
福竹 介護タクシー	080-7931-1597 (FAX.0257-37-2266)	車いす、ストレッチャー対応。
虹色 介護タクシー	070-2491-1231	車いす、ストレッチャー対応。
介護タクシー シナヒロサポート	0257-22-4790 (FAX.0257-22-4790)	車いす対応。
介護タクシー こころ	090-3693-1469	車いす対応。
福祉タクシー おとなり	0257-35-7205 (FAX.0257-32-7261)	車いす対応。



5 自動車

事業者	予約電話番号 (FAX 番号)	備 考 ※詳細は予約時にご確認ください
市 外 事 業 者		
出雲崎交通	0 2 5 8 – 7 8 – 2 2 4 4 (FAX.0258-78-2239)	車いす対応。
旭タクシー	0 2 5 8 – 2 7 – 5 0 5 0 (FAX.0258-27-8585)	車いす、ストレッチャー対応。
相互タクシー	0 2 5 8 – 3 4 – 2 5 2 5 (FAX.0258-33-2525)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
中越交通 (長岡営業所)	0 2 5 8 – 3 5 – 1 2 3 9 (FAX.0258-35-1963)	車いす対応。
つばめタクシー	0 2 5 8 – 8 6 – 0 2 2 6 (FAX.0258-86-7447)	車いす、ストレッチャー対応。
カンコーナタクシー	0 2 5 8 – 3 5 – 0 0 3 5 (FAX.0258-34-2448)	車いす、ストレッチャー対応。
長岡タクシー	0 2 5 8 – 3 5 – 1 7 1 7 (FAX.0258-33-9433)	車いす、ストレッチャー対応。
三越タクシー	0 2 5 8 – 3 5 – 6 1 6 1 (FAX.0258-39-8008)	車いす、ストレッチャー対応。
あおぞら介護 タクシー	0 2 5 8 – 8 6 – 7 2 8 0 (FAX.0258-86-7258)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
介護タクシー たけのこ	0 2 5 – 5 3 6 – 2 6 3 5 080-4178-8861 (山田)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
わくわく 長岡営業所	0 2 5 8 – 2 4 – 8 8 8 8 (FAX.0258-24-8808)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
たかわ 高和福祉限定 タクシー	0 2 5 8 – 3 4 – 5 6 6 6 (FAX.0258-89-6080)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
十日町タクシー	0 2 5 – 7 5 2 – 3 1 8 4 (FAX.025-752-0214)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
十交タクシー	0 2 5 – 7 5 2 – 3 1 4 6 (FAX.025-752-6238)	車いす、ストレッチャー対応。 介護タクシー対応。
明石タクシー	0 2 5 – 7 5 7 – 3 3 6 0 (FAX.025-752-7283)	車いす対応。
にいがた民間 救急サービス	0 8 0 – 7 2 3 9 – 1 1 9 9 (FAX.0255-82-2251)	車いす、ストレッチャー対応。

(8) 自動車燃料費等助成事業

通院や通所等で自家用車を使用している場合、燃料費の一部を助成します。

※タクシー券（次ページ）との併用はできません。

※申請は毎年度必要となり、申請後に給油した燃料費が助成対象となります。

①対象と助成の内容

区分	利用形態	距離・助成上限額
身体手帳1、2級 療育手帳「A」 精神手帳1級	週3日以上かつ継続して6ヶ月以上の通所、通学に使用	12,000円 ※10月から翌年3月までの間に新たに対象者になった場合は、6,000円
身体手帳1、2級 又は障害名が腎臓機能障害の方	人工透析など、1医療機関へ週3日以上かつ継続して6ヶ月以上の通院に使用	~2km未満… 5,000円 2km~5km未満… 10,000円 5km~10km未満… 20,000円 10km~15km未満… 30,000円 15km~20km未満… 40,000円 20km~… 50,000円 ※10月から翌年3月までの間に新たに対象者になった場合は、上記金額の2分の1 ※距離は住所地から医療機関まで片道距離です。
聴覚・視覚障害の方 (障害者手帳の有無に 関係なく)	新潟県立長岡聾学校および新潟県立新潟よつば学園への通所に使用	下記の表の該当区分に当てはまる1km当たりの単価に自宅から学校までの往復の距離および通所日数を乗じた額

区分	排気量	単価
ガソリン	1000cc以下	8円
	1500cc以下	9円
	2000cc以下	12円
	2000cc超	15円
ディーゼル	全車	9円
電気自動車	全車	3円

②申請に必要な書類等

- 柏崎市身体障害者等交通費助成申請書（指定様式が申請窓口にあります）
- 自動車検査証（本人又は同一生計者が所有するもの）
- 運転する方の運転免許証
- 身体手帳又は療育手帳又は精神手帳
- マイナンバーカード
- 通学・通院証明書（必要と認めた場合。指定様式が申請窓口にあります）

③問い合わせ・申請・請求窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係